

舟橋村条例第 3 号

舟橋村課設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村課設置条例の一部を改正する条例

舟橋村課設置条例(平成 12 年舟橋村条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「
生活環境課
」

を

「
住民生活課
健康福祉課
」

に改める。

第 2 条の表中

「
総務課
(ア) 職員の人事及び給与に関すること。
(イ) 一般行政に関すること。
(ウ) 村の財政に関すること。
(エ) 村勢振興及び地域総合開発に関すること。
(オ) 村税及び県民税賦課徴収に関すること。
(カ) 選挙管理委員会に関すること。
(キ) 消防防災に関すること。
(ク) 商工業及び観光に関すること。
(ケ) 他課の所管に属しないこと。
生活環境課
(ア) 戸籍及び住民登録に関すること。
(イ) 窓口事務に関すること。
(ウ) 社会福祉に関すること。
(エ) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
(オ) 介護保険に関すること。
(カ) 保健衛生に関すること。
(キ) 農林、水産及び畜産に関すること。

- (ク) 農地に関すること。
- (ケ) 農業委員会に関すること。
- (コ) 土木に関すること。
- (サ) 住宅及び建築に関すること。
- (シ) 道路及び河川に関すること。
- (ス) 都市計画に関すること。
- (セ) 上下水道に関すること。
- (ソ) 環境衛生に関すること。

」

を

「

総務課

- (ア) 職員の人事及び給与に関すること。
- (イ) 一般行政に関すること。
- (ウ) 村の財政に関すること。
- (エ) 地域振興に関すること。
- (オ) 村税及び県民税賦課徴収に関すること。
- (カ) 選挙管理委員会に関すること。
- (キ) 消防防災に関すること。
- (ク) 広報及び観光に関すること。
- (ケ) 他課の所管に属しないこと。

住民生活課

- (ア) 戸籍及び住民登録に関すること。
- (イ) 窓口事務に関すること。
- (ウ) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険に関すること。
- (エ) 国民年金に関すること。
- (オ) 農林、水産及び畜産に関すること。
- (カ) 農地に関すること。
- (キ) 農業委員会に関すること。
- (ク) 土木に関すること。
- (ケ) 住宅及び建築に関すること。
- (コ) 道路及び河川に関すること。
- (サ) 都市計画に関すること。
- (シ) 上下水道に関すること。
- (ス) 環境衛生に関すること。

健康福祉課

- (ア) 社会福祉に関すること。

- (イ) 介護保険に関する事。
- (ウ) 保健衛生に関する事。

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。